

長万部町障害者優先調達推進法に係る物品等の調達に関する取扱方針
(趣旨)

第1条 この取扱方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づいて、障害者就労施設、在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この取扱方針の適用範囲は、長万部町役場及び出先機関とする。

(障害者就労施設等に対する調達品目及び目標)

第4条 契約担当者は、この取扱方針の適用を受け、毎年度調達する品目及び目標について、「長万部町障害者優先調達推進法に係る物品等の調達方針」を別に定めるとともに、当該品目について小額随意契約を行う場合は、見積書を徴する相手方を障害者就労施設等にすることが出来るものとする。

(中小企業等への配慮)

第5条 契約担当者は、第3条及び第4条の取扱いに当たって、中小企業等の健全な受注環境に悪影響を及ぼさないよう配慮しなければならない。

(附則)

この取扱方針は、平成27年7月1日以降に発生する契約及び発注について適用する。

令和 6 年度長万部町障害者優先調達推進法に係る物品等の調達方針

- 1 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）及び長万部町障害者優先調達推進法に係る物品等の調達に関する取扱方針に基づいた、当該年度における具体的な物品等の調達方針を定めるものである。

令和 6 年度調達方針

業務・事業名	種 類	備 考
災害備蓄品購入事業	物品購入事業	製造元が障害者就労施設等であること

- 2 この調達方針に掲げたものの以外であっても障害者就労施設等から調達等可能なものについては、適宜調達を検討できるものとする。

- 3 この方針に掲げた調達方針の実績については、当該年度終了後、遅滞なく、これを公表しなければならない。